

平成 22 年 12 月 22 日

各 位

社団法人 全国信用組合中央協会

TKC全国会との「業務提携に関する包括契約」協定書の締結について

社団法人全国信用組合中央協会(会長 中津川正裕)と、TKC全国会(会長 大武健一郎)との間で経営承継に係る業務提携に関する包括契約協定書を締結したのでご通知申し上げます。

記

1. 趣旨

「金融円滑化法」では返済条件の見直しを行った貸出先については債務者とともに1年以内に「経営改善計画」を策定するように求められるなど、中小企業の実態把握力や経営に関するアドバイスを求められていることから、会員信用組合が取引先に対するコンサルティング機能強化策の1つとして「TKC全国会」と提携することとした。

2. 提携業務内容

(1) 中小企業に対する中期経営計画・経営改善作成支援サービス

- ①経営改善計画支援サービス
- ②モニタリング支援サービス
 - ・5カ年程度の経営改善計画作成
 - ・短期経営計画の策定支援
 - ・四半期毎業績検討支援

(2) 信用組合職員研修サービス

中小企業向け経営相談、経営指導、経営改善計画作成支援に関する研修の実施

(3) 中小企業経営者向けセミナーへ講師派遣サービス

中小企業経営者を対象としたセミナー等開催時に講師の派遣

3. TKC経営改善計画策定支援サービス概念図

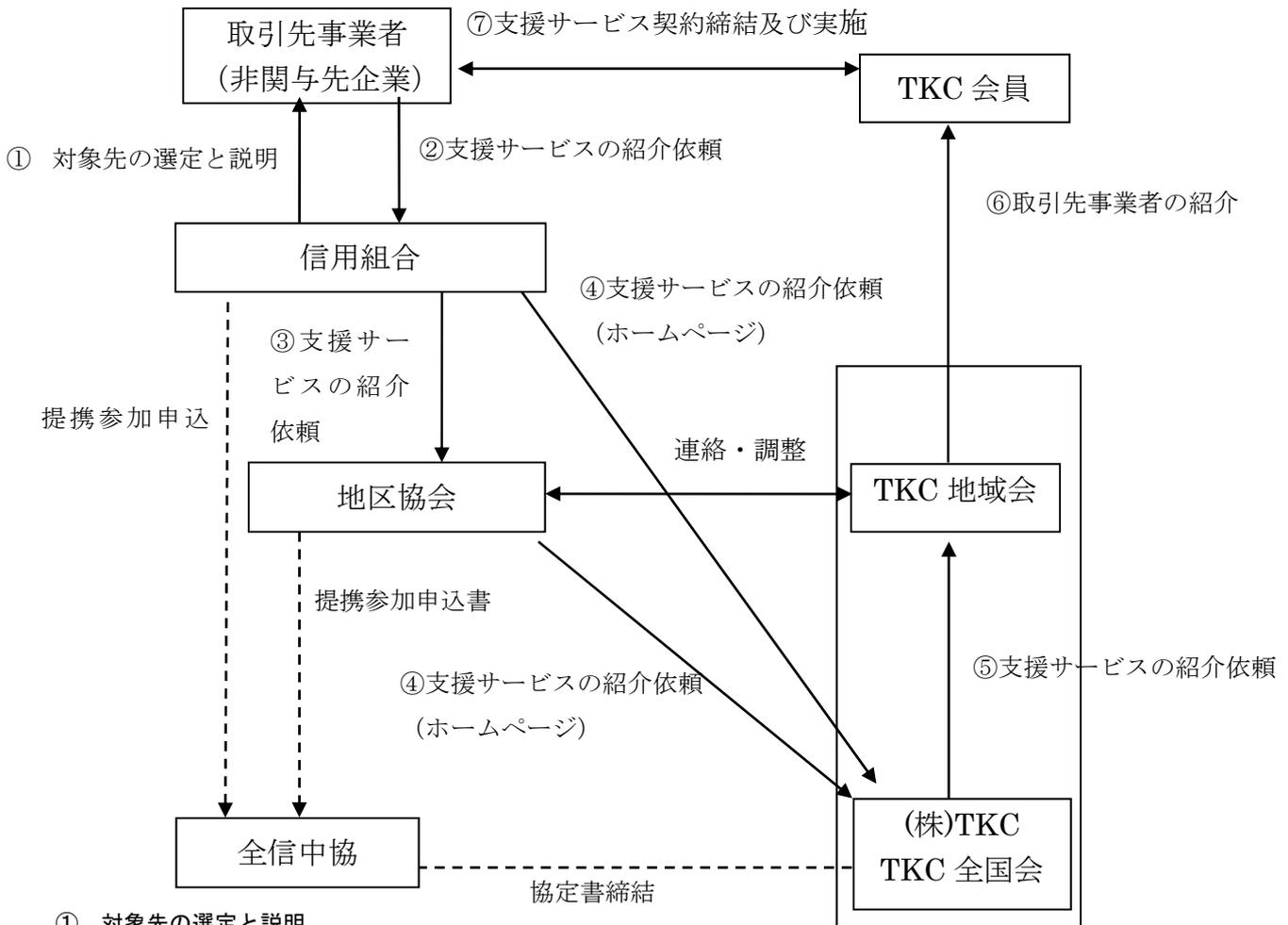
別紙「TKC経営改善計画策定支援サービス概念図」のとおり

以上

【本件に関するお問い合わせ先】

総務部 電話 03-3567-2451

TKC 経営改善計画策定支援サービス概念図



① 対象先の選定と説明

経営改善計画の策定が必要な取引先をリストアップし、当該サービスの概要を説明する。

② 取引先事業者から信用組合に対する支援サービスの紹介依頼

当該サービスの利用を希望する取引先から、支援サービスの紹介依頼を受ける。

③ 信用組合から信用組合協会に対する支援サービスの紹介依頼

信用組合から信用組合協会に支援サービスの紹介を依頼する。信用組合協会を経由しない場合は、次の④による。

④ 信用組合もしくは信用組合協会からTKC全国会に対する支援サービスの紹介依頼

信用組合または信用組合協会は、TKC全国会に同会のホームページからTKC会員の紹介を依頼する。

⑤ 支援サービスの紹介依頼

TKC全国会は、取引先の近隣のTKC地域会にTKC会員の紹介を依頼する。

⑥ 取引先の紹介

TKC地域会は、TKC会員に取引先事業者を紹介する。

⑦ 支援サービス契約締結及び実施

TKC地域会から取引先事業者の紹介を受けたTKC会員は、取引先事業者にサービスの詳細（料金体系含む）を説明し、合意すれば支援サービスを実施する。